

国際評価基準審議会 (IVSC) 金融商品理事会ロンドン会合 の報告

—評価に関するガバナンス、モデル、 データを重点に、金融商品評価の方 法論の標準化へ—

IVSC Financial Instruments
Board メンバー

きたのとしゆき

北野 利幸

1 はじめに

今年初めから活動を開始した国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) 金融商品理事会 (Financial Instruments Board: FIB) の最初の会合が、2019年4月15日、16日の2日間、ロンドンにおいて開催された。FIBの第一のミッションは、金融商品の評価基準である既存の国際評価基準 (International Valuation Standard: IVS) のうち、IVS500「金融商品」をアップグレードし、複雑化する金融商品評価の実務に一定の指針を示すことにある。

今回の会合では、①FIBの活動計画に関する市中協議の内容と決定までの段取り、②FIBの下部組織であるワーキング・グループの今後の作業、③喫緊の課題であるIBOR廃止問題に関する調査グループの設立等、主にFIBの活動に関する方向性について議論された。

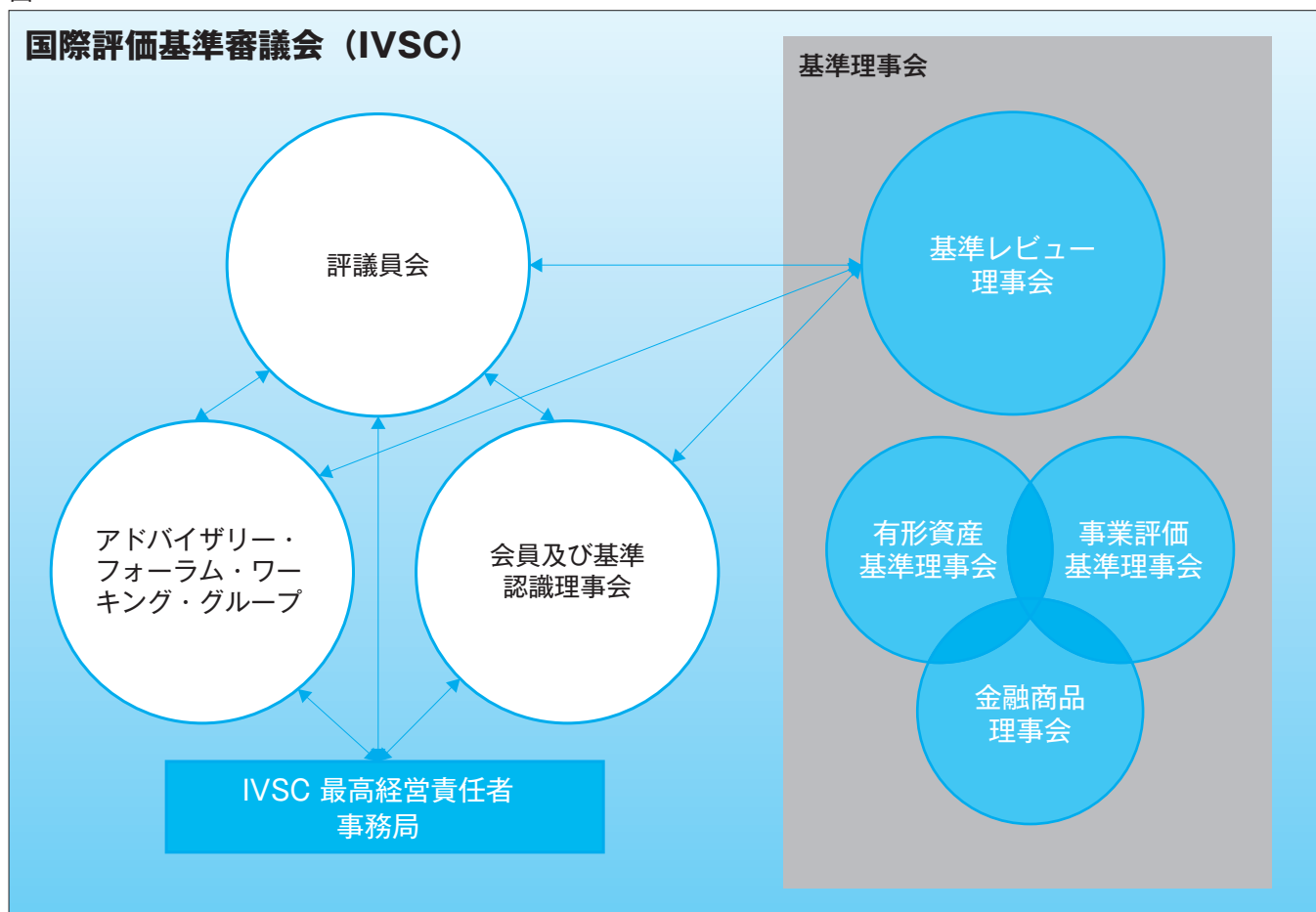
FIBの組織上の位置づけは、次頁の図1のとおりである。今後、さらなる議論や組織決定を経る必要があるものの、FIBの活動に関する現時点でのおおまかな方向性について述べることにする¹。

2 FIBの活動目標

最初に、現行のIVS500を、評価実務と整合的なものとしつつも、今後のさらなる高度化の目安となるものにする方策について議論が行われた。議論の結果、今後のIVS500は、現行のバージョンに大幅な変更を加えたものとなることが想定されている。具体的には、現状の金融商品評価の実務に少なからずばらつきがあることを踏まえ、評価の「方法論 (How to)」のガイダンスを提供することが当面の目標とされた。

また、金融商品の評価が必要な分野は、財務報告 (公正価値測定や予想信用損失の測定) に限らず、税務、健全性規制対応 (自己資本規制比率計算やストレステスト)、破綻処理、訴訟など多岐にわたり、それぞれ作成すべき文書の体裁や評価における判断は異なり得る。このため、IVS500の改訂に当たっては、基準の利用目的を限定せず、広く適用可能な基準にすることを目指すこととされた。また、基準に準拠することによって評価実務に対する妥当性・信頼性が高められていることが確認できるよう、基準を設計すべきであるとされた。

図 1



(出典) IVSC年次報告書2017-18

このように、IVS500の将来像は、国際財務報告基準 (IFRS) におけるIFRS第13号「公正価値測定」の下部的な位置づけとして、評価手法の詳細な拠り所を提供するというよりは、金融商品の評価プロセスや管理に関するスタンダードな目線を提供し、評価者がこれを適用することで金融商品評価の品質をグローバルで一定水準に保つことを目指す方向性といえる。

3 FIBの活動計画の市中協議

FIBの活動計画に関する市中協議文書の内容を基準レビュー理事会に諮るに当たって、今後の進め方について議論された。この活動計画(案)は、今後改訂されるIVS500に期待される内容を大まか

に提示し、方向性を確認するものである。市中協議に盛り込む内容の候補としては、次が挙げられている。

- 新しいIVS500の構成(概要、評価に関するガバナンス、データ、手法・モデル、コントロールなど)
- 「金融商品」の定義をIVS上で明確にすべきか
- 原則(プリンシプル)だけでなく、より詳細レベルの適用ガイダンスを含むべきか
- モデルやデータのガイダンスについて、既存の規制等とどう棲み分けるか
- 企業の規模の大小によって要件を差別化するか、差別化するとしたらその線引きをどうするか
- 現状で基準間の不整合はあるか
- IVS500を利用しているか、利用して

いる場合はその方法

- 基準開発プロセスへの参加の是非と参加人員

4 IVS500改訂に関する検討

FIB発足前から活動を開始していたワーキング・グループの作業結果をもとに、IVS500の改訂内容について議論が行われた。IVS500の利用者として想定されるのは、基本的には評価者自身であるとされている。このため、IVS500の改訂に当たっては、会計上のガイダンスに関連する領域(例えば、公正価値ヒエラルキーのレベル決定方法など)には立ち入らず、「ベストの価値」を得るために何が必要かという目線で基準を設定していく方針とされた。

議論においては、「ベストの価値」とは何かを判断するに当たっては、モデルやデータなど、価値評価の構成要素の正当性・品質を担保するプロセスを適切に踏んでいるかを基準とするというアイデアが示された。前述のように、評価結果の利用目的は多岐にわたるため、直接的に評価手法やデータの要件は特定できないことから、このようなアプローチがとられるものと理解される。

このような価値評価の方法論の中には、既に類似の規制・ルール（例：米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）による監査基準、SR11-7²、バーゼル銀行監督委員会によるガイダンスBCBS239³）が存在する場合があるため、これらとの競合を慎重に検討すべきであるという指摘があった。

こうした議論を踏まえ、現行のワーキング・グループについては、これを改組したうえで主にガバナンス関連のトピックについて作業を継続することになった。具体的には、ガバナンスについてベストプラクティスを踏まえた業界横断的な原則をまず策定し、その後、手法・モデルやデータなどを含め、個別トピックを深掘りしていく手順が想定されている。ガバナンスは、業務の最初から終わりまで（エンド・トゥ・エンド・プロセス）全てを網羅すべきであり、IVS500に準拠した評価実務を行ううえで前提要件として機能するよう、様々な法的主体や法域に対して適用可能とするように検討する方針となっている。

5 IBOR廃止問題に関するレポート

最近の金融商品の評価に関する主要な問題で、金利のマルチカーブ化、信用評価調整（CVA）などは既に一定の決着をみているが、喫緊の課題の1つとして、銀行間調達金利指標（IBOR）廃止後の評価問題がある⁴。新しい指標金利となる無リスク金利の取扱いに加え、フォールバックレートと呼ばれる暫定代替レート、適用商品、導入タイミングなど、様々な条件が各法域で異なってくることが予想され、これまでにない複雑かつ大規模な対応を要することが各方面から指摘されている。

これを受けFIBでは、IVS500の基準改訂作業に先んじて、本課題に関するガイダンスを提供することが計画されている。特に、移行期において予想される様々な課題の補完となるべく、問題の背景、課題設定、ギャップの認識、評価手法の枠組みなどについてコメントすることで、市場参加者の期待に応えることを企図している。現在、本件について対応するために、FIBに設置されるワーキング・グループの参加人員を選定中であり、各地域における評価実務の専門家による議論がほどこく開始される予定である。

6 おわりに

FIBは、今後数年をかけて基準開発に取り組むことを予定している。FIBは、当局をはじめ、金融機関の実務家、大手4会計事務所からのメンバーで構成されている。欧米からのメンバーが太宗を占めているものの、国際的な評価基準であることから、広く各国の市場の実情に合うよう、議論していく必要があるだろう。本邦の関係各所にもFIBの活動の意義を広く紹介することで有形無形の支援を得て、基準設定におけるプレゼンスを増していけるよう、今後、微力ながら努力していく所存である。

<注>

- 1 本稿は理事の一員としての筆者の個人的な見解であり、IVSC並びにFIBの公式見解を示すものではない。
- 2 連邦準備制度理事会「Supervisory Guidance on Model Risk Management」
- 3 バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」
- 4 ロンドン市場におけるLIBOR等の一連の不正事件を受け、これまで参加銀行によって呈示された調達金利の平均値として決まっていたIBORから、翌日物金利など透明性の高いものへと、指標金利を変更する検討が進められている。